

規則等

九州地方会規則（昭和39年）

第1章 総則

第1条 本会は社団法人日本産業衛生協会（以下協会と称する）定款第34条により設け、日本産業衛生協会九州地方会と称する。

（註）第34条 本協会に地方会を設ける。

第2条 本会は協会定款第34条により事業を行うものとする。

（註）第34条第2項 地方会は第4条に準じ事業を行うものとする。

第3条 本会の事務所は、北九州市八幡区春ノ町4丁目八幡製鉄所病院労働医学研究課に置く。

第4条 本会の会員は協会の会員で、九州に在住するものおよび本会の趣旨に賛成するものとする。

第5条 新たに会員となるものは本会事務所を通じ、協会に申し込むものとする。

第2章 役員

第6条 本会に協会定款第35条により会長1名を置く。

（註）第35条 地方会に会長1名を置く。

第7条 本会に会長の他に下の役員を置く。

理事 若干名

評議員 若干名

学会長 1名

幹事 若干名

第8条 会長は協会定款第35条により選出する。

（註）第35条第2項 地方会の会長はその地方の本協会の会員中からその地方の会員が選挙する。

第9条 評議員は総会で普通会员中から推挙する。

第10条 理事は評議員中から互選する。

第11条 学会長は役員会の推挙により、会長

がこれを委嘱する。

第12条 幹事は会長がこれを委嘱する。

第13条 理事は会務を処理し、重要な事項を審議する。

第14条 評議員は会長の諮問に応じ、随時意見を述べる。

第15条 学会長は学会を開催する。

第16条 幹事は本会の事務を処理する。

第17条 役員（学会長を除く）の任期は3年とする。

第18条 学会長の任期は学会終了までとする。

第3章 総会および役員会

第19条 総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

通常総会は毎年1回、臨時総会は役員が必要と認めた場合、会長がこれを招集する。

第20条 総会の議長には会長がこれに当る。

第21条 役員会は会長が必要と認めた場合これを招集する。

第22条 役員会は本規約の変更その他重要事項を除く一切の会務を議決する。

第23条 幹事は総会において会務の報告をなすものとする。

第4章 学会

第24条 学会は毎年1回以上開催する。

第25条 学会には学会長の認めたものの研究発表を行うものとする。

付則1 地方会総会には、補助金として金二万円を交付する。

付則2 本規約は、昭和39年6月27日より施行する。

九州地方会規則（昭和47年）

第1章 総則

第1条 本会は社団法人日本産業衛生学会（以下産衛学会と称する）定款35条

により設け、日本産業衛生学会九州
地方会と称する。

第2条 本会は、産衛学会定款第35条により
事業を行う。

第3条 本会の事務所は、地方会長が総会の
承認を得て設置する。

第4条 本会の会員は、産衛学会の会員（正
会員、賛助会員、名誉会員）で九州
に在住するものとする。

第2章 役員

第5条 本会に産衛学会定款第36条により、
地方会長1名をおく。地方会長は、
地方会員の互選による。

第6条 本会に地方会長の他につぎの役員を
おく。

理事 10名以内

評議会 若干名

学会長 1名

幹事 2名

第7条 地方会長は地方会の正会員のなかか
ら、地方会の正会員が選出する。

第8条 理事は地方会の正会員のなかから、
地方会の正会員が選出する。

第9条 評議員は、地方会の正会員のなかか
ら、地方会の正会員が選出する。

2. 評議員の定数は地方会の正会員の5
分の1とし、端数は切り上げる。た
だし、正会員のいる県から少なくと
も1名は選出するものとする。

第10条 学会長は評議員会の推薦により総会
で選出する。

第11条 幹事は、地方会長が委嘱する。

第12条 理事は理事会を構成し、会務を議決
し執行する。

第13条 評議員は、評議員会を組織し、理事
会の諮問に応じ、理事会が総会に提
出する議案を審議し、あるいは本会
の重要事項について意見をのべる。

第14条 学会長は学会を開催する。

第15条 幹事は本会の事務を処理する。

第16条 地方会長、理事、評議員および幹事
の任期は3年とする。ただし、再任
をさまたげない。

2. 補欠役員の任期は、現任者任期の残
留期間とする。

第17条 学会長の任期は前回学会終了の翌日
から今回学会終了の日までとする。

第3章 総会および役員会

第18条 総会は通常総会および臨時総会の2
種とする。

通常総会は毎年1回とし、地方学会
と同時に開催する。

2. 臨時総会は理事会が認めたとき、ま
たは地方会の正会員の5分の1以上
が会議に付議すべき事項を示し、総
会招集の請求があったとき地方会長
はすみやかにこれを招集する。

第19条 総会の招集は少なくとも総会の日か
ら5日前までに会議に付議すべき事
項、日時および場所を明記して通知
するものとする。

第20条 つぎの事項は総会に提出して、その
承認を得なければならない。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 地方会規則に定める事項
4. その他理事会および評議員会で必要
と認めた事項

第21条 総会の議長は出席会員の互選により
選出する。

第22条 総会は正会員の5分の1以上の出席
により成立する。ただし、他の正会
員を代理人として表決を委任したも
のは出席とみなす。

第23条 総会の議決は出席正会員の過半数を
もってこれを決する。可否同数の場
合は議長の決するところによる。

第24条 理事会および評議員会は地方会長が
必要と認めたときに招集する。ただ
し、理事または評議員の3分の1以
上から理事会または、評議員会に付
議すべき事項を示して会議の招集の
請求があったときにはすみやかに招
集するものとする。

2. 理事会の議長は地方会長とする。
3. 評議員会の議長は評議員の互選によ

り選出する。

第25条 理事会および評議員会はそれぞれ現在数の過半数により成立する。ただし他の理事または、評議員を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。

2. 理事会および評議員会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第4章 学会

第26条 会員の研究報告および産業衛生の実践活動に関する討議を行うため、毎年1回以上学会を開催する。

第5章 会計

第27条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

第1条 学会には補助金を交付する。

第2条 本規則は、昭和47年5月13日より施行する。

第3条 本規則の変更は本会の正会員の3分の2以上の同意を必要とする。

九州地方会規則（平成3年）

第1章 総 則

第1条 本会は社団法人日本産業衛生学会（以下、産衛学会と称する）定款第35条により設け、日本産業衛生学会九州地方会（以下、地方会と称する）と称する。

第2条 本会は産衛学会定款第35条により事業を行う。

第3条 本会の事務所は、地方会長が総会の承認を得て設置する。

第4条 本会の会員は産衛学会の会員（正会員、賛助会員、名誉会員）で九州に在住するものとする。

第2章 役 員

第5条 本会に産衛学会定款第36条により、地方会長1名をおく。

地方会長は地方会員の互選による。

第6条 本会に地方会長の他に下記の役員をおく。

理 事 10名以内

評議員 若干名

学会長 1名

幹 事 2名

第7条 地方会長は地方会の正会員のなかから地方会の正会員が選出する。

第8条 理事は地方会の正会員のなかから地方会の正会員が選出する。

第9条 評議員は地方会所属の産衛学会評議員をもってこれに充てる。

但し、産衛学会評議員が選出されなかった県においては、少なくとも1名の評議員をその県から追加選出する。

第10条 学会長は評議員会の推薦により、総会で選出する。

第11条 幹事は地方会長が委嘱する。

第12条 理事は理事会を構成し、会務を議決し、執行する。

第13条 評議員は評議員会を組織し、理事会の諮問に応じ理事会が総会に提出する議案を審議し、あるいは本会の重要事項について意見をのべる。

第14条 学会長は学会を開催する。

第15条 幹事は本会の事務を処理する。

第16条 地方会長、理事、評議員および幹事の任期は3年とする。

但し、再任をさまたげない。

2. 補欠役員の任期は、現任者任期の残任期間とする。

第17条 学会長の任期は、前回学会終了の翌日から今回学会終了の日までとする。

第3章 総会および役員会

第18条 総会は通常総会および臨時総会の2種とする。通常総会は毎年1回とし地方会学会と同時に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が認めたとき、

または地方会の正会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示し総会招集の請求があったとき地方会長はすみやかにこれを招集する。

第19条 総会の招集は少なくとも総会の日から5日前までに会議に付議すべき事項日時および場所を明記して通知するものとする。

第20条 次の事項は総会にて提出して、その承認を得なければならない。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 地方会規則に定める事項
4. その他理事会および評議員会で必要と認めた事項

第21条 総会の議長は出席会員の互選により選出する。

第22条 総会は正会員の5分の1以上の出席により成立する。ただし、他の正会員を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。

第23条 総会の議決は出席正会員の過半数をもってこれを決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第24条 理事会および評議員会は地方会長が必要と認めたときに招集する。ただし、理事または評議員の3分の1以上から理事会または評議員会に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときはすみやかに招集するものとする。

2. 理事会の議長は地方会長とする。
3. 評議員会の議長は評議員の互選により選出する。

第25条 理事会および評議員会はそれぞれ現在数により成立する。ただし、他の理事または評議員を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。

2. 理事会および評議員会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第4章 学 会

第26条 会員の研究報告および産業衛生の実践活動に関する討議を行うため、毎年1回以上学会を開催する。

第5章 会 計

第27条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

第1条 学会には補助金を交付する。

第2条 本規則は昭和47年5月13日より施行する。

本規則の一部を変更し、平成3年5月12日より施行する。

第3条 本規則の変更は本会の正会員の3分の2以上の同意を必要とする。

九州地方会規則（平成5年）

第1章 総 則

第1条 本会は社団法人日本産業衛生学会（以下、産衛学会と称する）定款第35条により設け、日本産業衛生学会九州地方会（以下、地方会と称する）と称する。

第2条 本会は産衛学会定款第35条により事業を行う。

第3条 本会の事務所は地方会長が総会の承認を得て設置する。

第4条 本会の会員は産衛学会の会員（正会員、賛助会員、名誉会員）で九州に在住するものとする。

第2章 役 員

第5条 本会に産衛学会定款第36条により、地方会長1名をおく。

地方会長は地方会員の互選による。

第6条 本会に地方会長の外につぎの役員をおく。

理 事	10名以内
評議員	若干名
学会長	1名
監 事	2名

幹事 2名

第7条 地方会長は地方会の正会員のなかから地方会の正会員が選出する。

第8条 理事は地方会の正会員のなかから地方会の正会員が選出する。

第9条 評議員は地方会所属の産衛学会評議員をもってこれに充てる。

但し、産衛学会評議員が選出されなかった県においては、少なくとも1名の評議員をその県から追加選出する。

第10条 学会長および監事は評議員会の推薦により、総会で選出する。

第11条 幹事は地方会長が委嘱する。

第12条 理事は理事会を構成し、会務を議決し、執行する。

2. 監事は会務を監査する。

第13条 評議員は評議員会を組織し、理事会の諮問に応じ理事会が総会に提出する議案を審議し、あるいは本会の重要事項について意見をのべる。

第14条 学会長は学会を開催する。

第15条 幹事は本会の事務を処理する。

第16条 地方会長、理事、評議員、監事および幹事の任期は3年とする。

但し、再任をさまたげない。

2. 補欠役員の任期は、現任者任期の残留期間とする。

第17条 学会長の任期は、前回学会終了の翌日から今回学会終了の日までとする。

第3章 総会および役員会

第18条 総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

通常総会は毎年1回とし地方会学会と同時に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が認めたとき、または地方会の正会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示し総会招集の請求があったとき地方会長はすみやかにこれを招集する。

第19条 総会の招集は少なくとも総会の日から5日前までに会議に付議すべき事項日時および場所を明記して通知す

るものとする。

第20条 つぎの事項は総会に提出して、その承認を得なければならない。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 地方会規則に定める事項
4. その他理事会および評議員会で必要と認めた事項

第21条 総会の議長は出席会員の互選により選出する。

第22条 総会は正会員の5分の1以上の出席により成立する。但し、他の正会員を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。

第23条 総会の議決は出席議員の過半数をもってこれを決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第24条 理事会および評議員会は地方会長が必要と認めたときに招集する。但し、理事または評議員の3分の1以上から理事会または評議員会に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときにはすみやかに招集するものとする。

2. 理事会の議長は評議員の互選により選出する。

3. 評議員会の議長は評議員の互選により選出する。

第25条 理事会および評議員会はそれぞれ現在数の過半数をもって決する。但し、他の理事または評議員を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。

2. 理事会および評議員会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第4章 学会

第26条 会員の研究報告および産業衛生の実践活動に関する討議を行うため、毎年1回以上学会を開催する。

第5章 会計

第27条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

第1条 学会には補助金を交付する。

第2条 本規則は昭和47年5月13日より施行する。

本規則の一部を変更し、平成3年5月12日より施行する。

本規則の一部を変更し、平成5年6月13日より施行する。

第3条 本規則の変更は本会の正会員の3分の2以上の同意を必要とする。

地方会役員選出に関する申し合わせ事項

昭和62年5月16日 理事会

一、地方会理事および幹事が欠員の場合、理事は選挙結果の次点で補充し、幹事は地方会長が新たに委嘱する。

二、評議員が欠員の場合、県別評議員が1名または2名の時は県別評議員の選挙結果をみて補充する。県別評議員が3名以上の場合は補充しない。

平成2年5月12日 理事会

三、評議員の選出にあたり、同一票数による選考の場合は、県別、職種別に考慮する。

九州地方会規則（平成7年）

第1章 総 則

第1条 本会は社団法人日本産業衛生学会（以下、産衛学会と称する）定款第35条により設け、日本産業衛生学会地方会（以下、地方会と称する）と称する。

第2条 本会は産衛学会定款第35条により事業を行う。

第3条 本会の事務所は地方会長が総会の承認を得て設置する。

第4条 本会の会員は産衛学会の会員（正会員、賛助会員、名誉会員）で九州に在住するものとする。

第2章 役 員

第5条 本会に産衛学会第36条により、地方会長を1名おく。

地方会長は地方会員の互選による。

第6条 本会に地方会長の他につぎの役員をおく。

理 事 若干名

評議員 若干名

学会長 1名

監 事 2名

幹 事 2名

第7条 地方会長は地方会の正会員のなかから地方会の正会員が選出する。

第8条 理事は地方会の正会員のなかから地方会の正会員が選出する。

第9条 評議員は地方会所属の産衛学会評議員をもってこれに充てる。

但し、産衛学会評議員が選出されなかった県においては、少なくとも1名の評議員をその県から追加選出する。

第10条 学会長および監事は評議員会の推薦により、総会で選出する。

第11条 理事は地方会長が委嘱する。

第12条 理事は理事会を構成し、会務を議決し、選出する。

2. 監事は会務を監査する。

第13条 評議員は評議員会を組織し、理事会の諮問に応じ理事会が総会に提出する議案を審議し、あるいは本会の重要事項について意見をのべる。

第14条 学会長は学会を開催する。

第15条 幹事は本会の事務を処理する。

第16条 地方会長、理事、評議員、監事および幹事の任期は3年とする。但し、再任をさまたげない。

2. 補欠役員の任期は、現任者任期の残任期間とする。

第17条 学会長の任期は、前回学会終了の翌日から今回学会終了の日までとする。

第3章 総会及び役員会

第18条 総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

通常総会は毎年1回とし地方会学会と同時に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が認めた時、または地方会の正会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示し総会招集の請求があったときも地方会長はすみやかにこれを招集する。

第19条 総会の招集は少なくとも総会の日から5日前までに会議に付議すべき事項日時および場所を明記して通知するものとする。

第20条 次の事項は総会に提出して、その承認を得なければならない。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 地方会規則に定める事項
4. その他理事会および評議員会で必要と認めた事項

第21条 総会の議長は出席会員の互選により選出する。

第22条 総会は正会員の5分の1以上の出席により成立する。但し、他の正会員を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。

第23条 総会の議決は出席正会員の過半数をもってこれを決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第24条 理事会および評議員会は地方会長が必要と認めたときに招集する。但し、理事または評議員の3分の1以上から理事会または評議員会に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときはすみやかに招集するものとする。

2. 理事会の議長は地方会長とする。
3. 評議員会の議長は評議員の互選により選出する。

第25条 理事会および評議員会はそれぞれ現在数の過半数により成立する。但し、他の理事または評議員を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。

第4章 学 会

第26条 会員の研究報告および産業衛生の実践活動に関する討議を行うため、毎年1回以上の学会を開催する。

第5章 会 計

第27条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

第1条 学会には補助金を交付する。

第2条 本規則は昭和47年5月13日より施行する。

本規則の一部を変更し、平成3年5月12日より施行する。

本規則の一部を変更し、平成5年6月13日より施行する。

本規則の一部を変更し、平成7年の役員選挙より施行する。

第3条 本規則の変更は本会の正会員の3分の2以上の同意を必要とする。

地方会役員選出に関する申し合わせ事項

昭和62年5月16日 理事会

一、地方会理事および幹事が欠員の場合、理事は選挙結果の次点で補充し、幹事は地方会長が新たに委嘱する。

二、評議員が欠員の場合、県別評議員が1名または2名の時は県別評議員の選挙結果をみて補充する。県別評議員が3名以上の場合には補充しない。

平成2年5月12日 理事会

三、評議員の選出にあたり、同一票数による選考の場合は、県別、職種別に考慮する。

平成6年5月14日 理事会

四、地方会理事の選出は最高得票者から10名選ぶこととする。ただし、地方会理事が選出されなかった県においては、その県の最高得票者1名を理事として追加選出する。

九州地方会規則（平成10年）

第1章 総 則

第1条 本会は社団法人日本産業衛生学会（以下、産衛学会と称する）定款第35条により設け、日本産業衛生学会地方会（以下、地方会と称する）と称する。

第2条 本会は産衛学会定款第35条により事業を行う。

第3条 本会の事務所は地方会長が総会の承認を得て設置する。

第4条 本会の会員は産衛学会の会員（正会員、賛助会員、名誉会員）で九州に在住するものとする。

第2章 役 員

第5条 本会に産衛学会第36条により、地方会長1名をおく。

地方会長は地方会員の互選による。

第6条 本会に地方会長の他に下記の役員をおく。

理 事	若干名
評議員	若干名
学会長	1名
監 事	2名
幹 事	2名

第7条 地方会長は地方会の正会員のなかから地方会の正会員が選出する。

第8条 理事は地方会の正会員のなかから地方会の正会員が選出する。

第9条 評議員は地方会所属の産衛学会評議員をもってこれに充てる。

第10条 学会長および監事は評議員会の推薦により、総会で選出する。

第11条 幹事は地方会長が委嘱する。

第12条 理事は理事会を構成し、会務を議決し、選出する。

2. 監事は会務を監査する。

第13条 評議員は評議員会を組織し、理事会の諮問に応じ理事会が総会に提出する議案を審議し、あるいは本会の重要事項について意見をのべる。

第14条 学会長は学会を開催する。

第15条 幹事は本会の事務を処理する。

第16条 地方会長、理事、評議員、監事および幹事の任期は3年とする。

但し、再任をさまたげない。

2. 補欠役員の任期は、現任者任期の残任期間とする。

第17条 学会長の任期は、前回学会終了の翌日から今回学会終了の日までとする。

第3章 総会および役員会

第18条 総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

通常総会は毎年1回とし地方会学会と同時に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が認めた時、または地方会の正会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示し総会招集の請求があったとき地方会長はすみやかにこれを招集する。

第19条 総会の招集は少なくとも総会の日から5日前までに会議に付議すべき事項日時および場所を明記して通知するものとする。

第20条 次の事項は総会に提出して、その承認を得なければならない。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 地方会規則に定める事項
4. その他理事会および評議員会で必要と認めた事項

第21条 総会の議長は出席会員の互選により選出する。

第22条 総会は正会員の5分の1以上の出席により成立する。但し、他の正会員を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。

第23条 総会の議決は出席正会員の過半数をもってこれを決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第24条 理事会および評議員会は地方会長が必要と認めたときに招集する。但し、理事または評議員の3分の1以上から理事会または評議員会に付議すべき事項を示して会議の招集の請求が

あったときはすみやかに招集するものとする。

2. 理事会の議長は地方会長とする。
3. 評議員会の議長は評議員の互選により選出する。

第25条 理事会および評議員会はそれぞれ現在数の過半数により成立する。但し、他の理事または評議員を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。

第4章 学 会

第26条 会員の研究報告および産業衛生の実践活動に関する討議を行うため、毎年1回以上の学会を開催する。

第5章 会 計

第27条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

第1条 学会には補助金を交付する。

第2条 本規則は昭和47年5月13日より施行する。

本規則の一部を変更し、平成3年5月12日より施行する。

本規則の一部を変更し、平成5年6月13日より施行する。

本規則の一部を変更し、平成7年の役員選挙より施行する。

本規則の一部を変更し、平成10年6月13日より施行する。

第3条 本規則の変更は本会の正会員の3分の2以上の同意を必要とする。

地方会役員選出に関する申し合わせ事項

昭和62年5月16日 理事会

平成10年6月12日 改訂

一、地方会理事および幹事が欠員の場合、理事は選挙結果の次点で補充し、幹事は地方会長が新たに委嘱する。

二、評議員が欠員の場合、補充する。県別評議員が3名以上の場合は補充しない。

平成2年5月12日 理事会

三、評議員の選出にあたり、同一票数による選考の場合は、県別、職種別に考慮する。

平成6年5月14日 理事会

四、地方会理事の選出は最高得票者から10名選ぶこととする。ただし、地方会理事が選出されなかった県においては、その県の最高得票者1名を理事として追加選出する。

平成10年6月12日 理事会

五、県別評議員は2名以上とする。

九州地方会規則（平成16年度）

第1章 総 則

第1条 本会は社団法人日本産業衛生学会（以下、産衛学会と称する）定款第41条により設け、日本産業衛生学会九州地方会（以下、地方会と称する）と称する。

第2条 本会は産衛学会定款41条に定める事業を行う。

第3条 本会の事務局は地方会長が総会の承認を得て設置する。

第4条 本会の会員は産衛学会の会員（正会員、賛助会員、名誉会員）で九州に在住するものとする。

第2章 役 員

第5条 本会に産衛学会定款第42条により、地方会長1名をおく。

第6条 本会に地方会長の外に次の役員をおく。

理 事 若干名

学会長 1名

監 事 2名

幹 事 2名

第7条 地方会長は地方会の正会員のなかから地方会の正会員が選出する。

第8条 理事は地方会の正会員のなかから地方会の正会員が選出する。

第9条 学会長および監事は総会で選出する。

- 第10条 幹事は地方会長が委嘱する。
- 第11条 理事は理事会を構成し、会務を議決し、執行する。
2. 監事は会務を監査する。
- 第12条 学会長は学会を開催する。
- 第13条 幹事は本学会の事務を処理する。
- 第14条 地方会長、理事、監事および幹事の任期は2年とする。
- 但し、再任をさまたげない。
2. 補欠役員の任期は、現任者任期の残存期間とする。
- 第15条 学会長の任期は、前回学会終了の翌日から今回学会終了の日までとする。

第3章 総会および理事会

- 第16条 総会は通常総会および臨時総会の2種とする。
- 通常総会は毎年1回とし地方会学会と同時に開催する。
2. 臨時総会は、地方会長が必要と認めたとき、または地方会の正会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示し総会招集の請求があったとき、地方会長はすみやかにこれを招集する。
- 第17条 総会の招集は少なくとも総会の日から5日前までに付議すべき事項、日時および場所を明記して通知するものとする。
- 第18条 次の事項は総会に提出して、その承認を得なければならない。
1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 地方会規則に定める事項
4. その他理事会が必要と認めた事項
- 第19条 総会の議長は出席正会員の互選により選出する。
- 第20条 総会は正会員の5分の1以上の出席により成立する。但し、他の正会員を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。
- 第21条 総会の議決は出席正会員の過半数をもってこれを決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 第22条 理事会は地方会長が必要と認めたときに招集する。但し、理事の3分の1以上から理事会に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときはすみやかに招集するものとする。
2. 地方会正会員で産衛学会理事は、本理事会に出席できる。
3. 理事会の議長は地方会長とする。
- 第23条 理事会は理事の過半数の出席により成立する。但し、他の理事を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。
2. 理事会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第4章 学会

- 第24条 会員の研究報告および産業衛生の実践活動に関する討議を行うため、毎年1回以上学会を開催する。

第5章 会計

- 第25条 本会の会計年度は3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

付 則

- 第1条 学会には補助金を交付する。
- 第2条 本規則は昭和47年5月13日より施行する。
- 本規則の一部を変更し、平成3年5月12日より施行する。
- 本規則の一部を変更し、平成5年6月13日より施行する。
- 本規則の一部を変更し、平成7年の役員選挙より施行する。
- 本規則の一部を変更し、平成10年6月13日より施行する。
- 本規則の一部を変更し、平成16年6月19日より施行する。
- 第3条 本規則の変更は本会の正会員の3分の2以上の同意を必要とする。

地方会役員選出に関する申し合わせ事項

昭和62年5月16日 理事会

平成10年6月12日 改訂

平成16年6月18日 改訂

一、地方会理事および幹事が欠員の場合、理事は選挙結果の次点で補充し、幹事は地方会長が新たに委嘱する。

二、地方会理事の選出は最高得票者から10名選ぶこととする。ただし、地方会理事が選出されなかった県においては、その県の最高得票者1名を理事として追加選出する。

九州地方会規則（平成28年度）

第1章 総則

第1条 本会は公益社団法人日本産業衛生学会（以下、産衛学会と称する）定款第48条により設け、日本産業衛生学会九州地方会（以下、地方会と称する）と称する。

第2条 本会は産衛学会定款第48条に定める事業を行う。

第3条 本会の事務局は地方会長が設置する。

第4条 本会の会員は産衛学会の会員（正会員、賛助会員、名誉会員）で九州に在住するものとする。

第2章 役員

第5条 本会に産衛学会地方会に関する細則第3条により、地方会長1名をおく。

第6条 本会に地方会長の外に次の役員をおく。

理事 若干名

学会長 1名

監事 2名

幹事 2名

第7条 地方会長は地方会の正会員のなかから地方会の正会員が選出する。

第8条 理事は地方会の正会員のなかから地方会の正会員が選出する。

第9条 地方会学会長および監事は総会で選出する。

第10条 幹事は地方会長が委嘱する。

第11条 理事は理事会を構成し、会務を議決

し、執行する。

2. 監事は会務を監査する。

第12条 地方会学会長は学会を開催する。

第13条 幹事は本学会の事務を処理する。

第14条 地方会長、理事、監事および幹事の任期は2年とする。但し、再任をさまたげない。

2. 補欠役員の任期は、現任者任期の残存期間とする。

第15条 地方会学会長の任期は、前回地方会学会終了の翌日から今回地方会学会終了の日までとする。

第3章 総会および理事会

第16条 総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

通常総会は毎年1回とし地方会学会と同時に開催する。

2. 臨時総会は、地方会長が必要と認めたととき、または地方会の正会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示し総会招集の請求があったとき、地方会長はすみやかにこれを招集する。

第17条 総会の招集は少なくとも総会の日から5日前までに付議すべき事項、日時および場所を明記して通知するものとする。

第18条 次の事項は総会に提出して、その承認を得なければならない。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 地方会規則に定める事項
4. その他理事会が必要と認めた事項

第19条 総会の議長は出席正会員の互選により選出する。

第20条 総会は正会員の5分の1以上の出席により成立する。但し、他の正会員を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。

第21条 総会の議決は出席正会員の過半数をもってこれを決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第22条 理事会は地方会長が必要と認めたと

きに招集する。但し、理事の3分の1以上から理事会に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときはすみやかに招集するものとする。

2. 地方会正会員で産衛学会理事は、本理事会に出席できる。
 3. 理事会の議長は地方会長とする。
- 第23条 理事会は理事の過半数の出席により成立する。但し、他の理事を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。
2. 理事会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第4章 地方会学会

- 第24条 会員の研究報告および産業衛生の実践活動に関する討議を行うため、毎年1回以上地方会学会を開催する。

第5章 会計

- 第25条 本会の会計年度は3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

付 則

- 第1条 学会には補助金を交付する。
- 第2条 本規則は昭和47年5月13日より施行する。
- 本規則の一部を変更し、平成3年5月12日より施行する。
- 本規則の一部を変更し、平成5年6月13日より施行する。
- 本規則の一部を変更し、平成7年の役員選挙より施行する。
- 本規則の一部を変更し、平成10年6月13日より施行する。
- 本規則の一部を変更し、平成16年6月19日より施行する。
- 本規則の一部を変更し、平成28年7月24日より施行する。
- 第3条 本規則の変更は理事会で改訂のうえ、総会にて承認を得る。本会の正会員の3分の2以上の同意を必要とする。

地方会役員選出に関する申し合わせ事項

昭和62年5月16日 理事会

平成10年6月12日 改訂

平成16年6月18日 改訂

- 一、地方会理事および幹事が欠員の場合、理事は選挙結果の次点で補充し、幹事は地方会長が新たに委嘱する。
- 二、地方会理事の選出は最高得票者から10名選ぶこととする。ただし、地方会理事が選出されなかった県においては、その県の最高得票者1名を理事として追加選出する。